**議会運営委員会記録**

令和6年12月18日（水）

開議　 15 時 52 分

閉議　 16 時 24 分

第4委員会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長

議　題

1　令和7年3月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1

2　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について（報告） 資料2

3 浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席等の事由の運用に係る

申し合わせ事項について 資料3

4　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　15 時 52 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和7年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

○柳楽委員長

資料1を参照されたい。説明をお願いする。

○下間局長

3月定例会議の日程案である。

1月27日（月）から3月定例会議前の3常任委員会を開催。2月7日（金）午前10時から全員協議会を開催。2月14日（金）は一般質問の通告締切り。19日（月）午前10時から議会運営委員会、同日の午後1時30分から議会広報広聴委員会を開催。2月25日（火）午前10時から3月定例会議を開会し、本会議終了後に全員協議会、その後3常任委員会を開催。2月26日から3月3日まで一般質問。3月4日（火）は議案質疑。5日（水）から7日（金）まで、午前10時から3常任委員会を開催。11日（火）から13日（木）まで、午前10時から予算決算委員会。14日（金）は予算決算委員会の予備日。17日（月）は休会。18日（火）午前10時から本会議を始めて採決、散会。本会議終了後に全員協議会、その後、議会運営委員会を開催する流れである。

○柳楽委員長

今の説明について質疑等はあるか。

（　「なし」という声あり　）

では、執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

執行部から何かあるか。

○総務部長

臨時会議の説明をさせていただきたい。昨日国会で可決された案件だが、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が示された。物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金を含む補正予算が国で可決された。それを受けて、市でも住民税非課税世帯を対象とする給付金の給付に係る補正予算が必要になると考えている。ついては、議会事務局とも調整し、1月24日に臨時会議の開催を予定したいと考えている。

○下間局長

先ほど総務部長からあったように、予定ではあるが1月24日に臨時会議を開催ということである。今日この委員会で初めて言ったが、予定確保のため、本日中に全議員にＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳで周知したい。臨時会議に関する議会運営委員会の開催については、この後協議したい。

○三浦委員

臨時会議に係る補正予算の中身だが、国が示している重点項目の中にいろいろな分野があると思うが、今回は非課税世帯に対する部分に限っての話で、そのほかの部分の補正予算への対応はどのようなスケジュールになるのか。

○総務部長

まずは非課税世帯の部分である。ほかにもいくつか国から示されているが、その部分についてはこれからの検討になる。どういう流れになるかは未定である。

○柳楽委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、ここで執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

2　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について（報告）

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。この件については11月25日の委員会でも説明したが、本日の本会議において、請願や陳情のオンライン提出などの取扱いに関して会議規則と委員会条例の改正案が可決されたことに伴い、関係する申し合わせ事項も本日付けで改正するものである。朱書き部分について、このとおり改正することとしてよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは本日12月18日付けでそのように改正することと決定した。事務局は申し合わせ事項を改正し、改正後はＳｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータを更新し、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳで全議員への周知をお願いする。

また、オンラインによる請願・陳情の提出も可能になるので、ホームページでの周知等についても併せてお願いする。

3　浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席等の事由の運用に係る申し合わせ事項について

○柳楽委員長

資料3を参照されたい。この件については、前回の委員会で、素案を基に文言の追加や修正等について各会派で協議し、事前に提出してもらうことになっていた。

超党みらいから意見が提出され、そのほかの会派からは意見なしとの報告を受けている。資料は、前回示した申し合わせ事項の素案の1、2ページ目に超党みらいの意見を入れたものを配付している。

まず、超党みらいから意見について説明をお願いする。

○大谷委員

1の⑸に「個別に判断する」とあるが、個別に判断するのは誰か。判断した結果、これは良くないとなったときにどういう扱いになるのか。

それから、次のページに「認められない事由」とあるが、認めるも認めないも、出されてしまったものはどうしようもないのではないかという思いがあるが、どうなのか。休んだり遅れたり勘違いしたりというようなことがいろいろあるが、そのあたりはどうなのか。

○柳楽委員長

まず、個別に判断することについては、個々の議員の判断になると思う。

次に、認められない事由を記載するかどうかだが、⑸に「その他やむを得ない事由」とあり、ここが分かりづらい部分だと思う。あくまでも会議は優先すべきことなので、内容について、所用や家事都合、一身上の都合といった抽象的な書き方は問題もあると思っている。

○大谷委員

議員が個別に判断するということなので、議員が判断した中でやむを得ないと思ったとしたら、それはどうしようもない。周りがとやかく言っても、本人が行けない状態であればどうしようもないのではないか。

○柳楽委員長

そこが個々の議員の判断にはなると思うが、あくまでもそれが会議等を休んでも優先しなければいけないものなのかは個々の判断になると思う。このことについて、ほかの会派の委員から何か意見があるか。超党みらいに対する質問でも良い。

○村木委員

質問ではないが、このことについては、我々の会派の中では、そもそも許可制ではなく届出制だという認識の中で協議した。

○柳楽委員長

認められない事由は、特に記載する必要がないということか。

○村木委員

そこは話をしていない。

○柳楽委員長

ここを記載する必要があるかどうかを協議したい。

○川上委員

うちの会派も特段そこまで話していないが、私個人としては、特段必要ないと思う。個々に判断することとなっているので、その議員の考えだと思う。

○柳楽委員長

川上委員から意見が出たが、超党みらいの意見を反映する形で、この部分は記載しないということでよろしいか。

○三浦委員

記載しなくても良いという話になるとまた難しくなるかもしれないが、所用のためといったことが理由として成り立つのかという議論があると思う。ここに書く必要はないが、欠席するときに「所用のため」とか「言えない」というのは理由にならないので、議員個々の良識において、自分を守る意味でも、なぜそれが欠席に値する理由と考えたのかはきちんと説明すれば良いと思う。

ただ、申し合わせ事項に明記しないと、「所用のため」や「一身上の都合」などと書く議員がいるので、それを避けようとしているのだろう。口頭での申し合わせで良いのか、議員の良識に任せてもそういった理由を書く議員がいるのであれば申し合わせ事項に書いておかなければいけないとか、いろいろな状況があると思う。

私も基本的には書かなくても良いと思うが、あいまいな理由を書かれる状況は回避しなければいけないだろう。

○松井次長

あくまで個々の事案について、その都度判断することになるだろうが、議会としてどう判断するかになると思う。議会で判断できるように、この申し合わせを作ることを提案した。認められない事由として「所要のため」などを上げているのも、議会として判断するときに、これをもって判断できるのではないかということで素案に入れた。ただ、協議の中で必要ないということであれば、削除してもらっても構わない。

○川上委員

せっかくなので、⑸の最後は「個別に判断すると同時にその理由を記載する」くらいで良いのではないか。

○柳楽委員長

皆から意見をもらった中では、「認められない事由」は特に記載しなくても良いのではないか、ただ、その理由はきちんと分かるようにしたほうが良いといった意見だったと思う。これまでの届出の様式が簡素だったので、記入するときに少し迷うことがあったと思う。これをより分かりやすく、理由も具体的に書けるようにする必要があると考えており、そもそも会議規則等での欠席等の届出の条文においても、事由だけでなく理由を付けて届け出ることとなっている。そういった具体的な理由の記載もこれまでばらばらだったと思うので、これまでの届出様式に少し手を加えて事務局に修正案を作成してもらった。早退や遅刻届についても同様の様式に変えてはどうかと考えている。こういうものにすれば議員の記載の仕方が統一できるのではないか。この届出様式の変更の有無に関わらず、会議規則等で理由を記載することは規定されているので、今回申し合わせ事項の素案の5番の⑴に朱書きで加えた。この件についてはどうか。

（　「これで良い」という声あり　）

それでは、そのように修正することにする。浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席等の事由の運用に係る申し合わせ事項を定めることとしてよろしいか。

○大谷委員

「認められない事由」は記載しないということで良いか。

○柳楽委員長

はい。

○下間局長

「認められない事由」を記載しないことは承知した。

1点確認するが、欠席届で、例えば「その他のやむを得ない事由」にチェックして、具体的な理由の記入欄に「家事都合」や「一身上の都合」と書かれることはないと思って良いか。そこだけは共通認識を持ってもらいたい。

（　「もちろんである」という声あり　）

○大谷委員

理解してもらえるような書き方をする。どこまで具体的に書くかは本人の事柄になるとは思うが。

○下間局長

「一身上の都合」と書くことはないという認識で良いか。

○大谷委員

ある程度細かいところはこういう理由で、それなら仕方ないと理解が得られるような書き方に努めるべきだと思う。

○柳楽委員長

最終的には市民への説明責任がきちんと果たせるような欠席理由が必要だと思う。

○大谷委員

そこは本人の責任において示せば良いと思う。市民や同僚が納得できるような書き方に努めるべきだと思う。

○柳楽委員長

あくまでも議会優先ということを念頭に置いた上で、よろしくお願いする。

○下間局長

個人の判断だと先ほどあったが、狭い意味で言えば個人の判断だが、このように申し合わせ事項を定めるのは浜田市議会としての共通認識を持つためなので、そのあたりは市議会で決めることだと思っている。自分の判断だから良いというわけではなく、個人の判断もばらばらなのでそれを統一しようと思って今回このように作るわけなので、大きな意味で言うと市議会としての判断になる。先ほど最終的に確認させてもらい、具体的な理由を書くということは共通認識が取れたと思うので、「その他やむを得ない理由」にチェックをしたときは具体的な理由を書くよう努めてもらいたい。それだけのことである。それが個々の判断によってあまりにもまちまちで、一身上の都合で良いとなるとそれもまた違うと思うので、具体的な理由をある程度書くという共通認識を持ってもらいたい。

○大谷委員

個人の状況を根掘り葉掘り聞くというのもどうかと思うので、良識というか、常識的な対応だと思う。

○柳楽委員長

当然、プライバシーに関わることで詳しく書くことが難しいこともあるかもしれないが、できるだけ分かりやすく、理解が得られる理由で提出することが必要だと思う。この申し合わせ事項を読んでもらえれば判断できると思う。そういうことでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは、そのように申し合わせ事項を定めることと決定する。事務局は制定の手続きを経て、Ｓｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータ更新、またＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳでの議員への周知をお願いする。

4　その他

○柳楽委員長

委員から何かあるか。

○川上委員

政務活動費の使い方について、現在は、私の手伝いをしてくれる人を1、2日雇っても、それについての支払いができない形になっている。その辺を少し検討してもらえればと思う。理由は、一人で全てを調査するのが難しいので、補助する人を雇いたい。その場合に政務活動費が使えないかということを検討してもらいたい。

○柳楽委員長

川上委員から、政務活動費の使い方について皆に検討してもらえたらという意見があった。それについて確認や質問はないか。

○川上委員

具体例を説明したい。現在、浜田市の状況などについてデータ化しようとしているが、なかなか一人では難しい。同時にたくさんの資料を見てデータをまとめながら、問題点だと思うことを、個人の考えだけでなくサブとして誰かに見てもらえるとうれしい。そのために、できれば何日間かでも人を雇いたい。今でも応援はしてもらっているが、政務活動費から支払うことが可能かどうかということである。

○柳楽委員長

今日急に出てきた話なので、この場でそれを協議のテーブルに上げるかどうかという判断が難しいかもしれないが、どうだろうか。各会派に持ち帰って、政務活動費の使い方として可か不可かも含め協議してもらおうか。

○村木委員

それは謝金か。賃金など、労使関係ではなくお礼なのか。

○川上委員

賃金である。

○村木委員

そうなると、源泉徴収や支払証明なども出るので、個人事業主という形になるのか。第三者にお願いする場合、委託と労使とお礼があると思うが、その中の賃金ということか。調査委託は現在も可能だったと思う。

○川上委員

委託にすると成果というものが上がってくるので、委託内容も含めてというのは難しいと思う

。できたら賃金という形にできないかと思った。

○三浦委員

委託費だと、それが違うというのはなぜか。

○川上委員

委託の場合は、委託内容を明確に書かないとまずい。

○三浦委員

川上委員が言われた、浜田の統計などの情報を整理する業務であれば、委託が成り立つのか。

○下間局長

浜田市議会の政務活動費交付マニュアルの調査研究費には、充当できるものの中に委託調査（コンサルタント委託に要する経費）とある。留意事項にも、委託調査に要する経費ということで、委託業者の選定に当たっては専門的な知識や手法を有しているといった合理的な理由が必要とあり、そもそも調査研究費の内容のところに、調査研究費は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費と定めている。調査委託に要する経費なら認めるとしているので、この範疇であれば今も全く問題なく使ってもらえる。

次に、全国市議会議長会が出している政務活動費に関するＱ＆Ａを参照されたい。人件費のところに「会派・議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」のところで、政務活動費として割と大きな金額を出している大きな議会はこのように人件費や事務所費も出しているところがある。政務活動費を人件費に充てるときにはやはり慎重で、単価をいくらにするのかが難しい。また、家族に手伝ってもらうような場合の単価の決め方が不透明だと、割と問題になったり注目されたりする。浜田市議会としてこのようなことを検討するのであれば、こういった資料もしっかり見てもらいながら、本当に必要なのか、浜田市議会として政務活動費から人件費を出すことを導入するのか、考えてもらえればと思う。

検討するに当たっては、来年度から広報費を導入することになったが、3月定例会議で条例改正を予定している。今まで議論した結果を踏まえて条例改正の準備を進めているので、人件費を新たに入れるのであれば、それまでのところでしっかり検討して盛り込む必要がある。1月などの早い段階で、浜田市議会として人件費を入れるかどうかを検討してもらいたいので、何回か議会運営委員会を開いて検討が必要になると思う。

○川上委員

今の件だが、委託という考えで検討してみる。

○柳楽委員長

それでは、川上委員から、ほかの方法で検討するということだったので、とりあえずこのことについては協議しないということにする。

次回の議会運営委員会の日程を確認する。1月臨時会議に関する議会運営委員会の開催については、資料等の準備もあって、1月23日木曜日か、24日当日の朝9時からお願いできればと思うが、どちらが良いか。

○川上委員

ボリュームが少ないので、当日で良いのではないか。

○柳楽委員長

ほかの委員はどうか。1月24日金曜日当日の朝9時から議会運営委員会を開催するということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは、1月24日金曜日の9時から、全員協議会室で開催する。

なお、3月定例会議前の議会運営委員会は2月19日水曜日の10時からとなっているので、よろしくお願いする。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　16 時 24 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子